

徳島県情報公開・個人情報保護審査会答申情第265号

第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

第2 諒問事案の概要

1 公文書公開請求

令和5年11月9日、審査請求人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「○○土地改良区○○円（現在○○円事業）に関する○○排水場（分岐）に関する資料（図面と地目変更及び協議録）農山漁村振興課」の公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

令和5年11月24日、実施機関は、本件請求に係る公文書について、当該公文書を作成し、又は取得しておらず、文書が不存在であるとする公文書公開請求拒否決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

令和5年11月27日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求を行った。

4 諒問

令和6年2月1日、実施機関は、徳島県情報公開・個人情報保護審査会に対して、本件審査請求につき諒問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

県の枉法行為を確認したため。

2 審査請求の理由

徳島県情報公開条例第12条第3項の規定により次のとおり請求を拒否することと決定したが本来あるべき書類を隠した。同じ請求を生産基盤課に出した公開文書の中で、覚書に対して農山漁村にあると特定した中で、出さないので出せ。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書によると、本件処分の理由は、おおむね次のとおりである。

実施機関は、審査請求人が公開を求めている公文書は、○○土地改良区○○円（現在○○円事業）に関する○○排水場（分岐）に関する資料（図面と地目変更及び協議

録）であると推測したが、当該工事については、国が施工しているため、本件請求に係る文書は保有していない。

また、当該工事に関して、国と協議を行った事実もないため、協議録も作成していない。

なお、審査請求人は、審査請求の理由として覚書が農山漁村振興課にあると特定したと主張しているが、本件請求に覚書という記載はなく、また当該工事に関して国と覚書を取り交わした事実もないため、覚書も作成していない。

以上により、本件請求に係る文書は保有しておらず、本件処分を行った。

第5 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年月日	内 容
令和6年 2月 1日	諮問
令和7年 9月 29日 第2部会（第27回）	審議
同 年11月 5日 第2部会（第28回）	審議

第6 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 本件請求に係る公文書について

本件請求は、〇〇土地改良区の国営事業に関する資料のうち、農山漁村振興課において保有するものの公開を求めているものである。

実施機関は公文書公開請求書記載のとおり本件請求に係る公文書を特定し、当該公文書が不存在であるとして本件処分を行っている。

これに対して、審査請求人は、「るべき書類」が存在する旨主張しているため、以下、本件請求に係る公文書の保有の有無について検討する。

2 本件請求に係る公文書の保有の有無について

実施機関の弁明によると、〇〇土地改良区の国営事業に関する工事については、国が施行しており、当該工事に関して国と協議を行った事実もないため協議録も作成しておらず、公文書は不存在であるとのことである。

徳島県行政組織規則（昭和42年徳島県規則第15号）を確認したところ、国営事業に係る施策の企画及び調整に関する事務については、生産基盤課が分掌しており、農山漁村振興課では事務を行っていないことが認められる。

以上により、本件請求に係る公文書を作成し、又は取得しておらず、文書が不存在であるとの実施機関の説明に不合理な点はない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

徳島県情報公開・個人情報保護審査会第2部会委員名簿

(50音順)

氏名	職業等	備考
綾野 隆文	弁護士	
小田切 康彦	徳島大学大学院社会産業理工学研究部准教授	部会長
谷 風雲	弁護士	
榎本 久実	税理士	